令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
キラリエ草津５階５０１会議室のピアノの調律が半年もたたずにずれています。ピアニストや指導の先生も音ずれを指摘されています。 調律を半年に１度に変更か、新しいピアノを買ってほしい。	キラリエ草津5階501会議室のピアノの現在の状態について、調律を依頼している専門業者に確認したところ、音質の面から修理や買い替えの必要はないとの回答であったことから、買い替えは不要と判断しました。 ピアノの調律の頻度についても確認しましたが、一般的に年に1回から2回の調律を推奨されているとのことでした。 これまで、キラリエ草津5階501会議室のピアノについては、年に1回の調律を行っていましたが、昨年度にも調律の狂いが生じたことや、専門業者の意見も踏まえ、調律の頻度を半年に1回に変更することで、改善を行います。 このたびは御不便をおかけして、大変申し訳ありませんでした。今後も利用者の皆様にとって、より良い施設となるよう努めますので、御理解をお願いします。 【まちづくり協働部　まちづくり協働課】
文化庁の事業でお世話になっています。 コロナ前までは教育委員会事務局より貸館を押さえたり、後援、減免、代金の支払いも助成金から支払えるよう、融通を利かせてもらい助かりましたが、今回、協力はありませんでした。 今までのように、協力をお願いします。	草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）や草津市立市民交流プラザの貸館予約については、原則、市の主催事業もしくは市が企画、運営等に参加する必要のある共催事業に限って、一般の利用受付の前に事前調整を行っていますが、後援事業については相当数あることや、公平性の観点から指摘もあり、令和2年度からお断りしています。 なお、後援事業に伴う両施設の使用料減免については、3割の減免をしています。 また、両施設の管理については、指定管理者により行われ、施設ごとに設置の背景や利用者の利用形態が異なることから、利用の方法等、条例や施行規則を定めて運用しています。このため、支払日の期日などの方法を変更することは困難ですので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局　歴史文化財課】
クラウドファンディングで野良猫手術室を開院されましたが、無料の動物基金チケットは使えないようです。何か補助金のような支援は出来ないですか。 野良猫手術室の開院のような活動や、地域猫の存在を知らない方への啓発をお願いします。	公益財団法人どうぶつ基金が行政に対して発行される「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」について、改めて同基金に確認したところ、ボランティア団体等が開設者または管理者である動物病院は、チケットを利用して不妊手術を行うことができないとのことでした。 なお、補助金のような支援との御提案については、現時点で市では考えていませんが、滋賀県では地域猫活動を行う自治会やボランティア団体への活動経費の補助制度がありますので、詳細については、滋賀県動物保護管理センターまでお問い合せください。

令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
	次に、地域猫活動等に関する啓発については、市ホームページ等で周知に努めていますが、より多くの皆様が知るため、地域猫活動をはじめとして、猫を飼っている方や飼い主のいない猫に餌をあげている方のマナーや、虐待や適正飼養に関する法律上の位置づけ等、猫に関する様々な制度や問い合わせ先をまとめた手引きを令和5年6月に作成し、市役所の窓口での設置や市ホームページに掲載しています。当該手引きについては動物愛護週間にあわせて、令和5年9月号の広報くさつで周知予定です。また各小学校では、道徳の時間に、猫に限らず全ての生命の尊さや思いやりの大切さについての学びの場を設け、命の教育を実施しています。 この他、猫と人の共生に向けた取組については、広報くさつへの掲載や各種イベントでのリーフレット配布などを通じた啓発活動を引き続き取り組みますので、御理解をお願いします。 【まちづくり協働部　生活安心課】
土曜保育申請書について、週や月単位ではなく、年一括での申請が出来ると助かります。延長保育は年単位での申請が可能です。 保育士や保護者の時間、手間、申請用紙の節約につながります。	土曜保育および延長保育については、お預かりするお子様の人数に応じて職員体制を整える必要があることから、事前の申請をお願いしています。 これまで、毎週固定で土曜日に就労されている保護者様の場合でも、毎月、土曜保育の申出書を求めていましたが、年単位の申出書に様式を変更し、改善を行いました。 今後も保護者の皆様の利便性の向上のため創意工夫をしながら、取組を進めますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部　幼児課】
子宮頸がん９価ワクチンにも償還払いをお願いします。 既に対象年齢を過ぎて、２価も４価も自費なら、少しでも効果の高い９価を接種しました。その後、２価と４価の接種対象年齢が延び、このワクチンを接種した人は償還払いになりました。 ９価ワクチンの償還払いをされている自治	2価･4価HPVワクチンは、国の厚生科学審議会予防接種･ワクチン分科会での審議を重ね、平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種の対象になりましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みなどの症状が報告されているとして、厚生労働省は同年6月に、積極的な接種勧奨を差し控えるよう自治体へ勧告し、草津市でも対象者への個別案内の送付を取りやめました。 しかしながら、厚生労働省は令和3年11月に、最新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められることなどから、積極的勧奨の差し控えを終了し、対象者への個別勧奨を再開するよう通知しました。 これを受け、草津市でも令和4年度から対象者への個別案内を送付し、厚生労働省からの通知に基づき、

令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
体もあります。	定期接種の接種期間を過ぎた方の救済措置として、償還払いを実施しています。 　一方、9価HPVワクチンは、令和2年に厚生労働省より製造販売が承認され、国内で任意接種として9価HPVワクチンを接種することが可能となりました。9価HPVワクチンは、令和5年4月1日から予防接種法に基づく定期接種（公費での接種）の対象になりましたが、これまでに接種された場合は任意接種のため、自己負担になります。 　任意接種はあくまで個人の御判断で接種されるものであることや、県内の自治体においても実施されていないことから、市としては、定期接種対象ワクチンの2価や4価HPVワクチンを接種の方との公平性の観点からも、償還払いの対象としていませんので、御理解をお願いします。 【健康福祉部　健康増進課】
サンサン通りについて、歩道脇の雑草が伸び始めたため、小学生の列幅が広がり、自転車と頻繁にぶつかりそうになってとても危険です。 　また、歩道橋が老朽化で階段部分が崩れていますので、修繕をお願いします。	サンサン通りの通学路について、現場確認を行い、通行の支障になる箇所を除草しました。 　例年、夏頃に街路樹の剪定と合わせて除草を実施し、通行の支障にならない街路樹付近の一部の雑草については、この夏頃を目途に除草します。 　次に、歩道橋については、構造的に問題がないか定期的に点検を実施しています。御指摘の階段部分について、現場確認を行ったところ、一部破損している箇所がありましたので、補修しました。 　今後においても市内の道路パトロールを行い、問題箇所の早期発見・早期対応に努めますので、御理解をお願いします。 【建設部　道路課】
小学校で災害時などの緊急メールや連絡メールのタイミングがもう少し早ければ就労との両立の支援につながると思います。 　保護者がメールに気づかない場合もあるため、給食後に帰宅するような場合は、朝７時３０分にはメールを、次の日に学級閉鎖になる場合には前日の１６時までには連絡をお願いします。	学校からの連絡メールが遅くなり、申し訳ありませんでした。 　御指摘のとおり、多くの保護者が就労され、臨時休校や下校時間の繰り上げ等に対して、急な対応が取れないことも重々承知しています。 　非常変災時の対応については、現状や予報等の情報から、先を予測した上での慎重かつ適切な判断が必要であり、判断後には保護者や関係機関への迅速な情報提供を行うよう、学校に周知徹底を行い、改善を図りますので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局　学校教育課】

令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
保育園の建設当時に、住民と市、保育園とで建設に対して意見が分かれ、再度、市および保育園からの提案を受けて、建設に至った経緯があります。 その提案が開園以来一度も守られていない上、自治会の小学校の集団場所を保護者の車で通過することを認めろといった要求がきています。 絶対団地内に車を進入させない、小学生の集合場所に進入しないことを条件に建設しておきながら、約束を反故にしようとしています。 それ以外にも、現在の保護者の駐車場からの退場方法も約束が守られていません。 また、朝の交通員の立場所も約束した場所と全然違う場所に立ち、異を唱えても全く聞き入れません。そればかりか、保護者の送迎時の自転車の進入も歩道を走ることになっていましたが、車道を走り、車と接触しかかったこともあります。 保育園に約束を守るよう、指導をしてもらえませんか。	保育園に対して、現状確認および指導を行いましたので、次のとおり回答します。 1　園児送迎時の安全対策について 保育園の整備にあたり、市道に保護者の送迎車両が進入しないとする園児送迎時の安全対策について、園に確認したところ、入園に際し保護者へ「送迎車両の駐車場への入退場方法」や「自転車、歩行者の送迎ルート」など送迎時のルールを位置図とともに説明しているとのことでした。 しかしながら、現在の園児送迎時の実態としては、多くの保護者の方がルールを遵守されているなか、御指摘のとおり、ルールに違反する保護者が数名いることは事実であり、園としてはルールに違反する保護者に対し、直接指導を行うとともに、園舎内に送迎時のルールについての掲示を行うなど、適宜、対応をしているとのことでした。 保育園に指導を行い、その後、全保護者に徹底するための通園ルートの地図やお願い文の再度配布、園舎内外での地図の掲出を行われたことを確認しました。 2　見守り員の立ち位置について 御指摘のとおり、現状の見守り員の立ち位置が当初のお約束と異なっていましたので、園に指導を行いその後、当初の立ち位置で見守りが行われていることを確認しました。 3　保育園から自治会への要望について 保育園から自治会へ市道への送迎車両の進入に係る要望があるとのことですが、市としましては、園に対しまずは地域の皆様とお約束した安全対策の徹底を最優先とするよう指導しました。 その後、保育園からは、市道への送迎車両の進入に係る要望については取り下げたことを確認しました。 開園で、園と地域の皆様がお約束した内容が守られていない場合は、市としましても、その都度、指導したいと考えています。 今後も、住民の皆様、園児、保護者の皆様が安全に過ごせるよう取り組みますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部　幼児施設課】

令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
小学３年生の子どもですが、学校で体操服や水着に着替える際、男女一緒に着替えて、毎回恥ずかしいと嫌がります。 男女の身体の発達の差がまだあまりない年齢だから、同じ部屋での着替えかもしれませんが、「恥ずかしい、嫌だ」という気持ち、心の発達は昔と比べて早いと思いますので、配慮をお願いします。	市教育委員会としましては、体育時の着替えを男女別室にすべき学年について、一律の基準を設けていなく、小学1･2年生は男女同室で着替えを行い、小学3･4年生頃から男女別室で着替えをしている小学校が多い状況です。 しかしながら、御指摘のとおり、小学1･2年生であっても男女が一緒に着替えることに対して、羞恥心や戸惑いを感じる子もいることから、市教育委員会としましては、個々の思いを大切にすることや、発達等に応じて着替える環境を適切に整えるように各小学校に周知徹底します。 また、お子様が通っている小学校において検討を行った結果、小学3年生から体育時において、男女別室で着替えることに変更しましたので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局　学校教育課】
市がごみ収集ルールを定めながら、必要書類の配布がありません。年に２度は郵送してください。 運動公園は市民にも開放してください。 レクリエーションリーダー、スポーツトレーナー、コーチ、指導員の育成と公園の常駐をお願いします。コーチ、指導員は、小学校から高校の運動部の育成にもつながります。	市指定ごみ袋の引換券や草津市ごみカレンダー等については、昨年と同様の回答になりますが、町内会で取りまとめて配付をお願いしています。町内会に加入されていない世帯には、市役所の窓口でお渡ししているため、市役所にお越しいただく必要がありますので、御理解をお願いします。 次に、運動公園を9時から18時まで市民に無料開放することについては、野村運動公園グラウンドや三ツ池運動公園などの社会体育施設は、条例の定めにより御利用の際には事前に許可を必要とする施設であり、様々なスポーツ関係団体が計画的に練習や試合で運動公園を専用利用するニーズもあることから、現在の運用としています。しかしながら、市民の皆様に気軽に御利用してもらえるよう、野村運動公園のサブグラウンドや三ツ池運動公園の憩いの広場は専用利用スペースとは別に無料開放し、野村運動公園グラウンドについても8月1日から8月25日までの毎週金曜日の夕方2時間程度を無料開放します。専用利用以外の方には、こういった気軽に御利用できる場所や機会の活用をお願いします。 次に、レクリエーションリーダー、スポーツトレーナー、コーチ、指導員の育成、公園への常駐については、指導員の育成等は競技団体やスポーツ少年団指導者を対象とした講習会への支援をしているところですが、指導者の皆様も自らの仕事をされながら、平日の夜間や土日に指導にあたっている方々ばかりで、これらの施設への常駐は難しいのが実情です。 しかしながら、御提案の市立中学校の運動部の指導の在り方については、非常に重要な視点であり、教育委員会で学校や関係団体と連携を図りながら、検討したいと考えています。 最後に、スポーツ体験者の再教育、活動については、スポーツ指導者研修会の開催などを通じて指導者

令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
	の掘り起こしや指導に努めています。 　本市では、市民の皆様一人ひとりが、生涯にわたり様々なスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、スポーツの推進に取り組みたいと考えていますので、今後とも御理解をお願いします。 【環境経済部　資源循環推進課/教育委員会事務局　スポーツ推進課】
政府が「次元の異なる少子化対策」としていますが、草津市には目立った対策がありません。 次の対策をお願いします。 ① 児童手当の所得制限撤廃と増額 ② 子ども医療費助成無償化の対象年齢の引上げ ③ 保育料・保育所等の給食費の無償化 ④ 学校給食の無償化 ⑤ 出産や不妊治療費の保険適用 ⑥ 介護保険料の所得段階の細分化 ⑦ 高齢者の医療費の３割アップ案 ⑧ 指定ごみ袋制度の見直し	子育て支援については、本市は、これまでから、安心して子どもを産み、子育てができるまちの実現に向け、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援体制や就学前教育・保育の充実などに取り組んできましたが、国・県の動向、本市の子ども・子育て環境の状況や住民ニーズを踏まえた中で、「草津市の次代（みらい）」を見据え、当初予算に追加して、早急に、さらなる市独自の子育て支援施策の強化が必要と判断し、子ども医療費助成の拡大、第3子以降の保育料の無償化や、県内初の取組となる保育施設等の紙おむつの支給をはじめとした関連予算を、令和5年6月定例市議会に提案し、可決されました。 今後についても、限られた財源の中で子育て支援をはじめとした様々な支援に努めますので、御理解をお願いします。 ① 児童手当の所得制限撤廃と増額について 児童手当については、現在国で所得制限の撤廃や多子世帯への増額が検討されていることから、国の動向を注視しながら、制度改正等がなされれば、必要な措置を講じます。 ② 子ども医療費助成無償化の対象年齢の引上げについて 本市では現在、通院については小学6年生まで、入院については中学3年生までを対象として医療費の助成を行っています。 昨年度末、全国的に国の推計を上回る少子化の進行が明らかになり、国では令和6年度からの対策が検討されていますが、市として早期に、一層の子育て世帯の経済的負担軽減を図るべく、令和5年10月から、新たに通院・入院とも高校3年生等（18歳到達日の翌日以後の最初の3月31日を経過していない方）までを助成対象にします。 新たに助成対象となられる方には、8月に医療機関で助成制度を利用される際に必要となる福祉医療費受給券の交付申請書を同封した案内を個別に送付し、10月から改正後の制度を利用できるよう取り組みます。

令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
	③ 保育料・保育所等の給食費の無償化について 保育料の無償化については、経済的負担が大きい多子世帯にとって子育てしやすいまちとなるよう、令和5年9月より、市独自の取組として、きょうだいの年齢（保護者と生計を一にしている場合）や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の子どもについては、保育料を無償にします。また、給食費の無償化については、一律での無償化は実施していませんが、年収360万円未満相当世帯や第3子以降の子どもを対象に、給食費の中に含まれる副食費（おかずやおやつ等の食材料費）の実費負担を免除しています。 ④ 学校給食の無償化について 本市では、市独自の教員加配や不登校児童生徒への支援など教育環境の充実に向けた施策を数多く実施し、教育予算全体の優先順位として、現時点では学校給食費の恒久的な一律無償化は困難であると考えています。 ⑤ 出産や不妊治療費の保険適用について 不妊治療については、令和4年4月から国で高額な治療費がかかる体外受精や顕微授精などの基本治療はすべて保険適用になったところです。また、出産費用については、令和5年4月から出産一時金の大幅な引上げ（42万円→50万円）がなされ、国において、令和8年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入が検討されています。 ⑥ 介護保険料の所得段階の細分化について 介護保険料の所得段階の細分化については、今年度に見直しを行う令和6年度から令和8年度までの介護保険事業計画の策定で、国や他市町の動向および本市の介護給付費の見込等を踏まえ、検討したいと考えています。 ⑦ 高齢者の医療費の3割アップ案について 75歳以上の後期高齢者が加入される後期高齢者医療制度の医療機関窓口の負担の割合については、従来、原則1割であったところ、令和4年10月から、一定以上の収入がある方については、2割の御負担として、国による制度改正が行われました。 現時点の国の動きとして、この負担割合を原則3割にするといった急激な制度改正に関する情報は把握していませんが、国の動向を引き続き注視しつつ、2年に1度行われる保険料率改定の際には、被保険者の負担軽減が図られるよう、後期高齢者医療制度の保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合に対

令和５年７月 回答分

手紙の概要	回　答
	して、市としての意見を伝えます。 ⑧ 指定ごみ袋制度の見直しについて 今回のごみ袋に関する制度の見直しについては、受益に応じた負担の公平化を図り、ごみの排出抑制や再生利用、意識改革を進めることを目的に、焼却ごみ袋は、ごみ処理費用を含まない袋代実費相当の15ﾘｯﾄﾙ袋10枚50円（1枚5円）、30ﾘｯﾄﾙ袋10枚100円（1枚10円）、45ﾘｯﾄﾙ袋10枚150円（1枚15円）という価格に改めるとともに、さらなる分別促進のため、プラスチックとペットボトルのごみ袋は、これまでどおり、一定枚数無料配付とするものです。 また、福祉・子育て支援の観点から、紙おむつ等が常時必要な世帯のうち該当世帯へは、引き続き、焼却ごみ袋の一定枚数無料配布等を行いますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部　子ども家庭・若者課／健康福祉部　保険年金課／子ども未来部　幼児課／教育委員会事務局　学校給食センター／子ども未来部　子育て相談センター／健康福祉部　介護保険課／環境経済部　資源循環推進課】